

○武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則

平成27年3月24日規則第17号

改正

平成28年3月14日規則第25号

平成28年4月20日規則第73号

平成29年6月30日規則第49号

平成29年8月4日規則第52号

令和元年9月25日規則第58号

令和3年3月4日規則第14号

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成26年12月武蔵野市条例第44号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担の徴収の停止等)

第2条 市長は、条例第4条第1項の市立保育所若しくは市が特定地域型保育事業者として特定地域型保育を提供する施設又は同条第2項の特定保育所において保育を受けた教育・保育給付認定子どもが疾病又は負傷のため、一時的に保育を受けることができなくなったときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る利用者からの申出に基づき、2か月を限度として期間を定めて保育を行うことを停止することができる。この場合において、月の途中で停止の事由が生じたときは、停止する期間の起算日は当該事由の生じた日の属する月の翌月の1日とする。

2 条例第4条第1項又は第2項の規定にかかわらず、市長は、前項の規定により停止した期間に含まれる月に係る利用者負担については、徴収しないことができる。ただし、当該月の初日から末日までの期間の全日数にわたって停止した場合に限る。

(利用者負担の納付期限)

第3条 利用者は、条例第4条第1項及び第2項の規定により市長が徴収する利用者負担について、毎月末日までに当月分の利用者負担を納付しなければならない。

(階層区分の認定)

第4条 市長は、条例第5条の規定により利用者負担の額を決定し、又は変更するにあたり、利用者に係る当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）の市町村民税課税額の合計額に

より、条例別表2に規定する各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分（以下「階層区分」という。）を認定するものとする。

2 市長は、利用者について、未申告等により市町村民税課税額が確認できないとき又は外国に居住したこと等により国内に住所を有せず、若しくは現在まで引き続いて1年以上居所を有しない者としての期間があるときは、当該利用者から年間の収入申告書の提出を求め、当該収入申告書に記載された金額を基礎として算定した額をもって市町村民税が課される所得とみなして市町村民税課税額を算定し、当該市町村民税課税額により階層区分を認定することができる。

3 市長は、利用者から市町村民税課税額を証する資料又は前項の収入申告書（以下「所得資料」という。）の提出がなく階層区分を認定することができないときは、市町村民税課税額が最高額の階層区分に属するものと推定して、階層区分を認定することができる。

4 前項の規定により階層区分の認定をした利用者から、当該認定後に所得資料が提出された場合は、当該認定の日に遡って階層区分の認定を行うものとする。

（利用者負担の額の通知）

第5条 条例第5条の規定による利用者に対する通知は市長が別に定める決定通知書（以下この条において「決定通知書」という。）により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対する通知は当該決定通知書の写しにより行うものとする。ただし、複数の利用者について同時に特定教育・保育施設等に通知することを要する場合は、決定通知書の写しに代えて、決定通知書に掲げる事項を記載した一覧表により通知することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条の2の規定による支給認定証の交付の申請をしていない場合における条例第5条の規定による教育・保育給付認定保護者及び特定教育・保育施設等に対する通知は、利用者負担額に関する事項及び同令第6条各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（利用者負担の減免手続）

第6条 条例第6条第2項の規定による申請は、市長が別に定める申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ減免の可否を決定し、その結果を別に定める通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（利用者負担に関する事項の変更）

第7条 市長は、利用者負担に関する事項を変更しようとするときその他必要と認めるときは、当

該事項について、あらかじめ**武蔵野市保育料審議会**（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（審議会の委員）

第8条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、当該諮問に係る報告が終了したときに満了するものとする。

（審議会の会長及び副会長）

第9条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長の選任は委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の招集）

第10条 審議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（審議会における意見の聴取）

第11条 審議会が必要と認めるときは、審議会の委員以外の者から意見を聴取することができる。

（審議会の報告）

第12条 会長は、審議会の会議の結果を市長に報告するものとする。

（審議会の委員の報酬）

第13条 審議会の委員の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に基づき、市長が別に定める。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月14日規則第25号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月20日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年6月30日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年 8 月 4 日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年 9 月25日規則第58号）

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。ただし、第13条の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 4 日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新規則の規定は、令和 3 年 9 月以後の階層区分の認定について適用し、同年 8 月以前の階層区分の認定については、なお従前の例による。